令和3年度

北九州市予算

_	般	会	計				頁
	_	般	会	計	予	算	 1
特	別	会	計				
	国民	是健恳	展保 険	特別	会計予	算	 29
	食肉	」セン	ノター	特別	会計予	算	 35
	卸う	長 市	場 特	別会	計予	算	 39
	渡	船	寺 別	会	計 予	算	 43
	土地	区区	画 整 理	特別	会計予	算	 47
	土地	区画園	<b>と理事業</b>	清算特	別会計予	算	 53
	港流	弯 整	備特	別会	計予	算	 57
	公信	責 償	還 特	別会	計予	算	 63
	住宅	新築	資金等負	<b>貸付特</b>	別会計予	算	 67
	土	也 取	得 特	別会	計予	算	 71
	駐	車場	特別	別 会	計 予	算	 75
	母子	父子寡	<b>以</b> 婦福祉	資金特	别会計予	算	 79
	産業	用力	也整備	特別	会計予	算	 83
	漁業	集系	喜排 水	特別	会計予	算	 87

介護保険特別会計予算	
空港関連用地整備特別会計予算	
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	
臨海部産業用地貸付特別会計予算	
後期高齢者医療特別会計予算	
市民太陽光発電所特別会計予算	
市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	
上水道事業会計予算	
工業用水道事業会計予算	
交通 事業会計予算	
病 院 事 業 会 計 予 算	
下水道事業会計予算	
公営競技事業会計予算	

 	 	 		 •	 	•		 	 				 			•	 •	 •		 		 	 	 	•		(	91
 	 	 		 •	 	•		 	 				 			•	 •	 •		 		 	 	 	•		(	99
 	 	 		 	 	•	 	 	 				 			•	 •	 •		 	•	 	 	 	•	 •	1	03
 	 	 		 	 	•	 	 	 				 			•	 •	 •		 	•	 ٠.	 	 	•	 •	1	07
 	 	 		 	 	•	 	 	 				 			•	 •	 •		 	•	 ٠.	 	 	•	 •	1	09
 	 	 		 	 	•	 	 	 				 			•	 •	 •		 	•	 	 	 		 •	1	15
																												19
																												23
																												31
																												35
																												39
 	 	 		 	 	•	 	 	 				 			•	 •	 •		 	•	 	 	 	•	 •	1	43
 	 	 			 	•		 	 				 				 •	 •		 		 	 	 			1	49

# 一般 会 計

#### 議案第 1 号

## 令和3年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

令和3年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 642.095.000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

## (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

## (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85.000.000千円とする。

#### (歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款			項	ĺ		金額	
1 市 税							168,421,000
	1	市		民		税	70,135,000
	2	固	定	資	産	税	68,886,000
	3	軽	自	動	車	税	2,096,000
	4	市	た	ば	ح	税	6,907,000
	5	鉱		産		税	27,000
	6	特	別 土	地	保有	税	1,000
	7	入		湯		税	28,000
	8	事	業		所	税	7,380,000
	9	都	市	計	画	税	11,958,000
	10	環	境	未	来	税	690,000

款	項	金額
	11 宿 泊 税	<sup>千円</sup> 313,000
2 地 方 譲 与 税		3,142,000
	1 地方揮発油譲与税	1,086,000
	2 自動車重量譲与税	1,579,000
	3 森林環境譲与税	92,000
	4 特別とん譲与税	307,000
	5 航空機燃料譲与税	34,000
	6 石油ガス譲与税	44,000
3 利 子 割 交 付 金		70,000
	1 利 子 割 交 付 金	70,000
4 配 当 割 交 付 金		547,000
	1 配 当 割 交 付 金	547,000

5	株式等譲渡所得割交付金		350,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	350,000
6	分離課税所得割交付金		126,000
		1 分離課税所得割交付金	126,000
7	法人事業税交付金		1,521,000
		1 法人事業税交付金	1,521,000
8	地方消費税交付金		20,401,000
		1 地方消費税交付金	20,401,000
9	ゴルフ場利用税交付金		38,000
		1 ゴルフ場利用税交付金	38,000
10	環境性能割交付金		622,000
		1 環境性能割交付金	622,000
11	軽油引取税交付金		5,121,000

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	5,121,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		25,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000
13 地方特例交付金		3,702,000
	1 地方特例交付金	1,190,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補塡特別交付金	2,512,000
14 地 方 交 付 税		52,000,000
	1 地 方 交 付 税	52,000,000
15 交通安全対策特別交付金		398,000
	1 交通安全対策特別交付金	398,000
16 分担金及び負担金		2,777,535
	1 負 担 金	2,777,535

17 使用料及び手数料		16,066,472
	1 使 用 料	11,327,320
	2 手 数 料	4,739,152
18 国 庫 支 出 金		108,828,783
	1 国 庫 負 担 金	92,503,800
	2 国 庫 補 助 金	15,949,418
	3 委 託 金	375,565
19 県 支 出 金		29,736,975
	1 県 負 担 金	22,949,676
	2 県 補 助 金	4,860,043
	3 委 託 金	1,927,256
20 財 産 収 入		7,312,796
	1 財産運用収入	976,694

		款			項	金額
				2	財 産 売 払 収 入	6,336,102
21	寄	附	金			1,760,404
				1	寄 附 金	1,760,404
22	繰	入	金			18,787,815
				1	特 別 会 計 繰 入 金	247,065
				2	基 金 繰 入 金	18,540,750
23	繰	越	金			10
				1	繰    越    金	10
24	諸	収	入			129,145,110
				1	延滞金加算金及び過料	165,578
				2	市 預 金 利 子	433
				3	貸 付 金 元 利 収 入	112,765,271

		4	受	託	事	業	収	入	256,317
		5	収	益	事	業	収	入	8,600,000
		6	雅					入	7,357,511
25 市	債								71,195,100
		1	市					債	71,195,100
歳	Д		合			計			642,095,000

歳出

		款				Ţ	Ĩ			金額
1	議	会	費							1,661,945
				1	議		会		費	1,661,945
2	総	務	費							45,554,093
				1	総	務	職	員	費	18,495,666
				2	総	務	管	理	費	3,892,619
				3	企		画		費	14,426,988
				4	市		民		費	4,437,993
				5	徴		税		費	1,961,846
				6	戸糸	善住 民	基	本 台	帳 費	1,238,276
				7	選		挙		費	582,672
				8	統	計	調	査	費	59,760

	9 人 事 委 員 会 費	203,567
	10 監 査 委 員 費	254,706
3 保 健 福 祉 費		165,173,766
	1 保健福祉職員費	8,943,068
	2 社 会 福 祉 費	65,717,635
	3 公 衆 衛 生 費	10,494,356
	4 環 境 衛 生 費	1,049,960
	5 保 健 所 費	1,097,708
	6 生 活 保 護 費	45,735,819
	7 災 害 救 助 費	9,946
	8 繰 出 金	32,125,274
4 子 ど も 家 庭 費		72,264,605
	1 子ども家庭職員費	4,795,510

款	項	金額
	2 子 ど も 家 庭 費	<sup>千円</sup> 67,456,271
	3 繰 出 金	12,824
5 環 境 費		16,415,255
	1 環 境 職 員 費	3,368,921
	2 環 境 費	13,046,334
6 労 働 費		511,018
	1	511,018
7 農林水産業費		2,038,683
	1 農林水産業職員費	593,620
	2 農 業 費	729,267
	3 林 業 費	239,555
	4 水 産 業 費	445,401

						5	繰		出		金	30,840
8	産	業	経	済	費							123,122,570
						1	産	業経	済	職員	費	1,530,757
						2	産	業	学	術	費	119,606,180
						3	観	光	振	興	費	1,629,730
						4	繰		出		金	355,903
9	±		木		費							33,783,789
						1	土	木	職	員	費	4,552,167
						2	土	木	管	理	費	752,454
						3	道	路橋	ŋ	ょう	費	12,380,181
						4	河		Ш		費	3,412,046
						5	都	市	計	画	費	11,611,309
						6	繰		出		金	1,075,632

		当	¢					J	頁			金	額
10	港		湾		費								6,178,302
						1	港	湾	職	員	費		1,321,734
						2	港	湾	管	理	費		972,178
						3	港	湾	整	備	費		3,016,729
						4	埋		立		費		864,300
						5	繰		出		金		3,361
11	建	築	行	政	費								8,786,122
						1	建	築	職	員	費		1,594,133
						2	建	築	管	理	費		4,241,962
						3	住	宅	建	設	費		2,950,027
12	消		防		費								13,042,748
						1	消		防		費		13,042,748

13	教		育		費							70,185,344
						1	教	育	職	員	費	52,042,778
						2	教	育	総	務	費	1,422,384
						3	小	学		校	費	6,940,463
						4	中	学		校	費	4,792,030
						5	高	等	学	校	費	138,121
						6	特	別 支	援	学 校	費	2,806,137
						7	幼	稚		園	費	53,620
						8	専	修	学	校	費	19,511
						9	社	会	教	育	費	1,270,100
						10	保	健	体	育	費	700,200
14	災	害	復	旧	費							1,074
						1	鉱	害	復	旧	費	1,074

		款					j	項			金	額
15	諸	支	出	金								<sup>千円</sup> 81,075,686
					1	公債	賃 還	特別会	計繰	出金		68,399,800
					2	公	営	企	業	費		6,931,886
					3	基	金	積	立	金		5,744,000
16	予	備	<u>L</u>	費								2,300,000
					1	予		備		費		300,000
					2	新型二	コロナウィ	イルス感染	杂症対策	予備費		2,000,000
	歳	ŧ		出		合		Ē	t			642,095,000

## 第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
(仮称)平和資料	館 建 設 事 業	令 禾	11 4 年 度			2,000
人事評価システム	リース経費	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 7 年 度			23,000
ホームページ運用機器等	更新・保守事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			36,300
財務会計システム	ム 改 修 事 業	令 禾	11 4 年 度			24,800
公用車リース経費(	八幡西区分)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 10 年 度			131,600
区役所電話設備保	守 点 検 経 費	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 6 年 度			28,600
小倉南区役所庁舎老	朽 化 対 策 事 業	令 禾	11 4 年 度			75,000
定 住 · 移 住 促	! 進 事 業	自 令和至 令和	Ⅱ 4 年 度 Ⅱ 5 年 度			11,400
若い世代の移住	促進事業	自 令和至 令和	Ⅱ 4 年 度 Ⅱ 5 年 度			9,500
デジタル市役所	推進事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 7 年 度			5,500
庁内イントラネット管	・理・運用事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			648,300

事	項	期	間	限	度	額
北九州地域情報ネット	ワーク運営事業	自 令 和 至 令 和	和 4 年 度 和 8 年 度			<sup>千円</sup> 451,400
自治体情報セキュリ	ティ対策事業	自 令 和 至 令 和	和 4 年 度 和 8 年 度			95,700
行政情報検索サ	ー ビ ス 経 費	令 利	11 4 年 度			11,900
市民会館改	修事業	令 利	11 4 年 度			8,000
松本清張記念館施	設整備事業	令 利	11 4 年 度			35,800
新門司サブグラウン	ンド整備事業	令 利	11 4 年 度			117,000
美術館搬入エレベー	ター更新事業	令 利	11 4 年 度			73,000
男女共同参画センター舞	台照明改修事業	令 利	11 4 年 度			79,200
コールセンター電話シスラ	テム保守点検事業	自 令和至 令和	和 4 年 度 和 6 年 度			4,400
中原市民センタ	一 建 替 事 業	令 利	和 4 年 度			307,400
市民センターパソコ	ンリース事業		和 4 年 度 和 8 年 度			70,800
公用車リース経費(安全	・安心推進業務)	自 令 和 至 令 和	和 4 年 度 和 9 年 度			14,900

固定資産税納税通知書作成経費	令和4年度	6,200
路線価付設業務委託経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	44,000
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	13,500
法人市民税申告書等作成経費	令和4年度	1,900
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	19,000
滞納整理システム開発・運用管理事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 15 年 度	363,000
軽自動車税関係手続のシステム化事業	令和4年度	12,000
税外債権に係る税金・料金お知らせセンター業務委託事業	令和4年度	7,400
住基ネット統合端末及びネットワーク機器等リース事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 8 年 度	18,000
市民課入力業務・窓口案内業務委託事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	204,000
個人番号カード普及事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	345,600
公用車リース経費(区役所保健福祉業務)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 9 年 度	3,800
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 6 年 度	123,300

事	項	期	間	限	度	額
国保年金課受付呼出番号表示	システム更新事業	自 令利至 令和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			18,000
総合療育センター	再 整 備 事 業	令 利	口 4 年 度			20,000
感染症検査機器	リース 事業		□ 4 年 度 □ 10 年 度			13,000
公用車リース経費(保健	環境研究業務)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 9 年 度			1,500
理化学機器リ	ース事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 11 年 度			51,000
火 葬 業 務 民 間	委 託 事 業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			241,000
集 団 検 診 受	付 事 業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 5 年 度			30,400
保育士宿舎借り上	げ支援事業	令 利	口 4 年 度			13,500
保育 所整 備 推	進 事 業	令 利	口 4 年 度			212,600
公立直営保育所給食調理業	務民間委託事業	自 令 利至 令 利	□ 4 年 度 □ 8 年 度			215,200
放課後児童クラブ整ク	満リース経費	自 令 利至 令 利	□ 4 年 度 □ 7 年 度			19,000
親子ふれあいルーム	運営委託事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 6 年 度			98,300

	白 A 和 4 左 座	
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	700
エコタウンセンター改修事業	令和4年度	65,000
大気汚染移動測定車更新事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 7 年 度	7,300
大気汚染常時監視システム整備保守事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 8 年 度	68,200
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 令和 4 年度至 令和 8 年度	5,600
公用車における次世代自動車普及事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 11 年 度	14,400
ごみ収集指定袋制実施事業	令和4年度	167,000
ごみ収集車両リース経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 9 年 度	14,400
公用車リース経費(ごみ処理管理業務)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 9 年 度	1,200
工場ごみ受入業務委託経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 6 年 度	306,800
皇后崎工場施設健全化事業	令和4年度	555,000
皇后崎工場機器整備事業	令和4年度	16,800
セカンドキャリア支援プロジェクト事業	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	14,000

事	項	期	間	限	度	額
北九州で働こう!U・Iターン)	応援プロジェクト事業	自 令 和 至 令 和				36,000
まち・ひと・しごと創っ	生総合戦略資金	創生総合	と ・ しごと 戦略資金 する期間	まち・ひと・し 信用保証の事故 信用保証協会技	」ごと創生総合 改率5%以内に 員失負担額の2/	戦略資金融資 おける福岡県 3額
歴 史 的 建 造 物 耐	震 改 修 事 業	令 和	4 年 度			194,900
公用車リース経費	(観光業務)	自 令 和 至 令 和	4 年 度 9 年 度			3,400
道路維持事業(葛原	跨線橋ほか)	自 令 和 至 令 和	4 年 度 5 年 度			768,000
道路新設改良事業(	恒 見 朽 網 線 )	令 和	4 年 度			600,000
街路事業(折尾駅周辺連	続立体交差事業)	令 和	4 年 度			160,000
街路事業(日吉	台 光 明 線 )	令 和	4 年 度			135,000
街路事業(折尾駅北側駅	前広場付帯施設)	令 和	4 年 度			200,000
花と緑のまちづく	り 推 進 事 業	令 和	4 年 度			2,500
市営住宅整備事業(井	手尾団地ほか)	令 和	4 年 度			25,000
市営住宅整備事業()	丸山団地ほか)	自 令 和 至 令 和	4 年 度 5 年 度			1,132,600

市営住宅計画保全事業	令和4年度	528,700
予防情報システム運用保守事業	自 令和 4 年度至 令和 8 年度	46,900
あんしん通報システム運用事業(障害者分)	自 令和 4 年度至 令和 8 年度	3,200
公用車リース経費(消防業務)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 10 年 度	5,900
公用車リース経費(火薬類取締法等検査業務)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 10 年 度	1,500
消 防 施 設 整 備 事 業	令和4年度	19,000
被災者台帳システム運用経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 7 年 度	8,500
総合防災情報システム運用保守経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 7 年 度	40,000
服務管理システム運用保守等経費	自 令 和 4 年 度 至 令 和 7 年 度	50,000
公用車リース経費(教育センター)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 9 年 度	2,400
パソコン整備事業(小学校)	自 令 和 4 年 度 至 令 和 9 年 度	50,900
学校給食調理業務民間委託事業(小学校)	自 令和 4 年度至 令和 8 年度	799,300
通学支援業務(学校規模適正化)	令和4年度	7,900

事	項	期	間	限	度	額
公用車リース経費(	藍島小学校)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 7 年 度			2,500千円
子どもひまわり学習塾	事業(小学校)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 5 年 度			9,000
小 学 校 外 国 語 活	動補助事業	令 禾	Ⅱ 4 年 度			150,500
小 学 校 建	設 事 業	令 禾	Ⅱ 4 年 度			3,100
小 学 校 建	設 事 業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 7 年 度			20,200
パソコン整備事業	業 ( 中 学 校 )	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 9 年 度			229,300
学校給食調理業務民間委	託事業(中学校)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			32,500
子どもひまわり学習塾	事業(中学校)	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 5 年 度			1,900
中学校・高等学校外国語批	<b>省</b>	令 禾	11 4 年 度			112,500
中 学 校 建	設 事 業	令 禾	11 4 年 度			3,000
パソコン整備事業	(高等学校)		□ 4 年 度 □ 8 年 度			69,800
特別支援学校スクール	バス運行委託	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 6 年 度			145,000

特	別	支	援	学	校	建	設	事	業	自 令和 4 <sup>4</sup> 至 令和 5 <sup>4</sup>	F 度 F 度	911,000
特	別	支	援	学	校	建	設	事	業	自 令和 4 <sup>4</sup> 至 令和 7 <sup>4</sup>	下 度 下 度	7,800
学	校图	ミ シ	ス	テレ	、保	守	運厂	用 事	業	自 令和 4 <sup>4</sup> 至 令和 7 <sup>4</sup>	F 度 F 度	4,800
	13年			地方信	責証券	の共	司発行	fによ・	って	自 令和 3 <sup>4</sup> 至 令和 13 <sup>4</sup>	F 度 F 度	元金 1,345,000,000千円及び利子相当額
福岡対す	北九	州高退 務保証	克道路 E (借	公社の換え資	)民間 資金)	借入金	金(元	:利金)	K	自 令和 3 <sup>4</sup> 至 令和 23 <sup>4</sup>	F 度 F 度	借入金 4,743,000千円及び利子相当額

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の法	利率	償 還 の 方 法											
総務施設建設事業	2,439,700		%												
保健福祉施設建設事業	939,300														
子ども家庭施設建設事業	2,780,800		8.5												
環境施設建設事業	2,315,400	証又証他公と発むの行の分をである。)	又 証券発力 (他の世) 本 (本) 大 (本) (本) 大 (本) 大 (本)	又 証券 他の団 体 日 会 発 を 発 を う そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ	以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ									
労働施設建設事業	64,000				(他の地方 公共団体	方式で借り入れる政府	の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、								
農林水産施設建設事業	137,100					公共団体	公共団体	資金及び地方公共団体 金融機構資金につい	償還年限を短縮し、また低利債に借換すること						
産業経済施設建設事業	521,500				て、利率の見直しを行 った後においては、当	ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。									
土木施設建設事業	13,032,600				t.)	<b>t</b> 。)	<b>む</b> 。)	<b>t</b> 。)	<b>t</b> 。)	<b>t</b> ∘)	t <sub>0</sub> )	<b>む</b> 。)	$\mathbf{t}_{\circ})$	該見直し後の利率)	
港湾施設建設事業	2,428,600														
建築行政施設建設事業	1,475,200														
消防施設建設事業	1,775,400														

教育施設建設事業	2,123,500	
北九州エアターミナル 株式会社出資金	162,000	
臨時財政対策債	41,000,000	

特 別 会 計

#### 議案第 2 号

## 令和3年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和3年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98.858.000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款			項	į			金	額
1 国民健康保険料								<sup>手円</sup> 15,847,530
	1	国	民 健	康	保険	料		15,847,530
2 使用料及び手数料								10
	1	手		数		料		10
3 国 庫 支 出 金								20
	1	国	庫	補	助	金		20
4 県 支 出 金								71,724,440
	1	県	負		担	金		199,930
	2	県	補		助	金		71,524,510
5 繰 入 金								10,600,000
	1	繰		入		金		10,600,000

6	繰	越	金					500,000
				1	繰	越	金	500,000
7	諸	収	入					186,000
				1	延 滞	金加算金及	び過料	3,010
				2	雑		入	182,990
	歳		入	1	合	計		98,858,000

歳出

	款			項金	額
1	総	务	費		1,642,800
				1 総 務 管 理 費	1,642,800
2	保険系	哈 付	費		70,785,074
				1 保 険 給 付 費	70,785,074
3	国民健康保険	事業費納付	金		25,436,606
				1 医療給付費分納付金	18,207,642
				2 後期高齢者支援金等分納付金	5,304,129
				3 介護納付金分納付金	1,924,835
4	保 健 🖣	事 業	費		807,510
				1 保 健 事 業 費	807,510
5	諸 支	出	金		136,010

	歳	出		合	計		98,858,000
			1	予	備	費	50,000
6 <del>₹</del>	5 備	費					50,000
			2	繰	出	金	79,400
			1	償 還	金及び還付加	算金	56,610

## 第2表 債務負担行為

事			項	期	間	限	度	額
国保年金	課 窓 口 等	業務改	(善事業	自 令和至 令和	4 年 度 6 年 度			566,700
国保年金課受	寸呼出番号表	示システ	ム更新事業	自 令 和 至 令 和	4 年 度 8 年 度			18,000
集団を	<b>:</b> 診 5	受 付	事 業	自 令和至 令和	4 年 度 5 年 度			10,200

#### 議案第 3 号

# 令和3年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和3年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 374,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

### 第1表 歲入歲出予算

		款					項			金	額
1	使 用	料及び手	数料								<sup>千円</sup> 141,513
				1	使		用		料		141,513
2	財	産 収	入								1,000
				1	財	産	運用	収	入		1,000
3	繰	入	金								164,775
				1	繰		入		金		164,775
4	繰	越	金								28,000
				1	繰		越		金		28,000
5	諸	収	入								38,712
				1	貸	付	金	収	入		10,000

		2 雑		入	28,712
歳	入	合	計		374,000

歳 出

款	項	金
1 食肉センター費		<sup>千円</sup> <b>373,800</b>
	1 食 肉 セ ン タ ー 費	323,575
	2 繰 出 金	50,225
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳  出	合 計	374,000

#### 議案第 4 号

### 令和3年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和3年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 880,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

		款				項			金	額
1	使 用	料及び手	量数料							<sup>千円</sup> 442,329
				1	使	用		料		442,329
2	県	支 出	金							46,667
				1	県	補	助	金		46,667
3	繰	入	金							66,550
				1	繰	入		金		66,550
4	繰	越	金							20,000
				1	繰	越		金		20,000
5	諸	収	入							187,654
				1	雑			入		187,654
6	市		債							117,000

		1 市	債	117,000
歳	入	合	計	880,200

歳 出

		款						Ţ	項			金	額
1	卸	売	市	場	費								878,200
						1	卸	売	市	場	費		810,050
						2	繰		出		金		68,150
2	予		備		費								2,000
						1	予		備		費		2,000
	葴	艾			出		合		<u>=</u> -	t			880,200

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 法	利率	償 還 の 方 法
卸売市場施設整備事業	<sup>千円</sup> 117,000	証又証の 書 発地団共を がの行。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

#### 議案第 5 号

# 令和3年度 北九州市渡船特別会計予算

令和3年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 397.400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款				項		金	額
1	使 用	月料及び手	数 料						64,768
				1	使	用	料		64,731
				2	手	数	料		37
2	国	庫 支 出	金						33,929
				1	国	庫 補 助	金		33,929
3	県	支 出	金						9,130
				1	県	補 助	金		9,130
4	財	産 収	入						1,076
				1	財	産 運 用 収	入		1,076
5	繰	入	金						287,066
				1	繰	入	金		287,066

6	繰	越	金					10
				1	繰	越	金	10
7	諸	収	入					1,421
				1	雑		入	1,421
	歳		入	1	合	計		397,400

歳出

		款						Ţ	項			金	額
1	渡	船	事	業	費								<sup>千円</sup> <b>397,200</b>
						1	渡	船	事	業	費		393,079
						2	繰		出		金		4,121
2	予		備		費								200
						1	予		備		費		200
	歳	₹			出		合		Ē	t			397,400

#### 議案第 6 号

### 令和3年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和3年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2.415.600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

#### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

		款					項				金	額
1	使用	割料及び	手 数 料									2,152
				1	使		<b></b>	]		料		2,142
				2	手		数	Ź		料		10
2	国	庫 支	出 金									625,000
				1	围	庫	補	Ì	助	金		625,000
3	財	産	又入									8,184
				1	財	産	貸	付	収	入		4,184
				2	財	産	売	払	収	入		4,000
4	繰	入	金									818,944
				1	繰		入			金		818,944
5	繰	越	金									10

				1	繰	越	金	10
6	諸	収	入					10
				1	雑		入	10
7	市		債					961,300
				1	市		債	961,300
	歳		入		合	計		2,415,600

歳 出

款			項			金	額
1 土地区画整	理事業費						2,415,600
		1 :	土地区画	整理事業	<b>費</b>		2,011,720
		2 i	品 米	出	金		403,880
歳	出	É	ì	計			2,415,600

## 第2表 債務負担行為

	事	Ī				項				期	間	限	度	額
折	尾	土	地	X	画	整	理	事	業	自 至 令	和 4 年 度和 5 年 度			<sup>千円</sup> 150,000

# 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の 法	利率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	<sup>千円</sup> 961,300	証又証(他公と発む) という は行方体同含	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

#### 議案第 7 号

### 令和3年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和3年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款	Ż					J	項			金	額
1	清	算	徴	収	金								<sup>千円</sup> <b>208</b>
						1	清	算	徴	収	金		208
2	繰		越		金								782
						1	繰		越		金		782
3	諸		収		入								10
						1	雑				入		10
		歳			入		合		Ē	†			1,000

歳出

款				項		金	額
1 土地区画整理	事業清算費						<sup>千円</sup> 1,000
		1	土地[	区画整理事業	清算費		300
		2	繰	出	金		700
歳	出		合	計			1,000

#### 議案第 8 号

### 令和3年度 北九州市港湾整備特別会計予算

令和3年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5.047.000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

#### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

款	項	金額
1 使用料及び手数料		<sup>千円</sup> <b>2,665,664</b>
	1 使 用 料	2,665,664
2 財 産 収 入		164,006
	1 財産運用収入	164,006
3 繰 入 金		60,281
	1 一般会計繰入金	3,361
	2 特別会計繰入金	56,920
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		79,039
	1 延滞金加算金及び過料	10

		2 雑	入	79,029
6 市	債			2,078,000
		1 市	債	2,078,000
歳	Д	合	計	5,047,000

歳出

款			項		金	額
1 港湾整備事業	費					<sup>千円</sup> 5,042,000
		1 機	能 施 設 事 業	<b>大</b> 費		2,929,791
		2 繰	出	金		2,112,059
		3 基	金 積 立	金		150
2 予 備	費					5,000
		1 予	備	費		5,000
歳	4	合	計			5,047,000

# 第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額	
太刀浦第2コンテナターミナ	ルクレーン更新事業	令 和	14年度			739,000	

# 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の 法	利率	償 還の方法				
機能施設事業	<sup>千円</sup> 1,418,000	証書借入に発発されている。	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。				
地域総合整備資金貸付事業	660,000	(他の地方 公共の 会 会 会 会 会 の 会 の で る の う 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。				

#### 議案第 9 号

### 令和3年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和3年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,604,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

		款				項		金	額
1	繰	入	金						<sup>千円</sup> 112,419,000
				1	繰	入	金		112,419,000
2	市		債						47,185,000
				1	市		債		47,185,000
	歳		入		合	計			159,604,000

歳出

		款				項		金	額
1	公	債	費						<sup>千円</sup> 157,526,948
				1	公	債	費		157,526,948
2	繰	出	金						2,077,052
				1	繰	出	金		2,077,052
	歳		出	,	合	計			159,604,000

# 第2表 地 方 債

起	債	の	目	的	限度額	起債の法	利	率		償	累	の	方	法
借		換		債	<sup>千円</sup> 47,185,000	証又証(他共の行) 書 発地団共を での行。)		8.5 以内	%	30年(据置期間の他の方法により ただし、財政の 信還年限を短縮し ができるものとし きは、これに従う	の	する。 によ た低 入先	。 り繰」 利債に の融通	ニ償還をなし、 借換すること

#### 議案第 10 号

# 令和3年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和3年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3.000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款						項					金	額
1	県	支	出	金										<sup>千円</sup> <b>251</b>
					1	県	,	補		助		金		251
2	繰	走	述	金										10
					1	繰			越			金		10
3	諸	Ц	又	入										2,739
					1	貸	付	金	元	利	収	入		2,629
					2	雑						入		110
	歳	ŧ		入		合			Ī	it				3,000

歳 出

款		項	金	額	
1 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 費					<sup>千円</sup> <b>3,000</b>
	1 住宅新	築資金等貸付	事業費		1,217
	2 繰	出	金		1,783
歳出	合	計			3,000

#### 議案第 11 号

### 令和3年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和3年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,074,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

		款						項				金	額
1	財	産	収	入									<sup>手円</sup> 2,276,710
					1	財	産	運	用	収	入		10
					2	財	産	売	払	収	入		2,276,700
2	繰	7	(	金									36,290
					1	繰		j	Ĭ,		金		36,290
3	市			債									3,761,000
					1	市					債		3,761,000
	į	<b></b>		入		合			計				6,074,000

歳 出

款	項	金額
1 土地先行取得費		6,074,000
	1 土 地 先 行 取 得 費	3,764,000
	2 繰 出 金	2,310,000
歳出	合 計	6,074,000

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の方 法	利率	償 還 の 方 法
土地先行取得事業	<sub>千円</sub> 3,761,000	証又証(他公と発む書 発地団共を 発地団共を)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

### 議案第 12 号

## 令和3年度 北九州市駐車場特別会計予算

令和3年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 327,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月24日提出

		款				項		金	額
1	使 用	料及び引	手数 料						<sup>手円</sup> <b>296,015</b>
				1	使	用	料		296,015
2	繰	越	金						30,557
				1	繰	越	金		30,557
3	諸	収	入						428
				1	雑		入		428
	歳		入		合	計			327,000

歳 出

	款						項				金	額
1	駐車場	易 事 業	費									326,500
				1	駐	車	場	事	業	費		229,060
				2	繰		Н	1		金		97,440
2	<del>了</del>	備	費									500
				1	予		倩	Ħ		費		500
	歳		出		合			計				327,000

# 第2表 債務負担行為

	:	事						項	Ę		期	間	限	度	額
旧	中	央	町	駐	車	場	解	体	経	費	令 和	4 年 度			130,000

#### 議案第 13 号

## 令和3年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609.500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

## 第1表 歲入歲出予算

		款				項			金	額
1	繰	入	金							<sup>千円</sup> 12,824
				1	繰	入		金		12,824
2	繰	越	金							382,607
				1	繰	越		金		382,607
3	諸	収	入							214,069
				1	貸付	寸 金 元	利	収 入		214,069
	歳		入		合		計			609,500

款			項		金	額
1 母子父子寡婦福祉資金貸 付 事 業 費	X 2					609,500
	1	母子父	子寡婦福祉資金貸	付事業費		158,466
	2	繰	出	金		451,034
歳出	·	合	計			609,500

#### 議案第 14 号

# 令和3年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和3年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款						項				金	額
1	財	産	収	入									113,323
					1	財	産	運	用	収	入		19,194
					2	財	産	売	払	収	入		94,129
2	繰	赵	<u>k</u>	金									314,377
					1	繰		走	戉		金		314,377
	葴	₹		入		合			計				427,700

歳 出

款		項	金	額
1 産業用地整備事業費				<sup>千円</sup> <b>427,700</b>
	1 産業	用地整備事業費		411,986
	2 繰	出 金		15,714
歳出	合	計		427,700

#### 議案第 15 号

# 令和3年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和3年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36.600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款				j	項			金	額
1	分 担	金及び負	担 金								<sup>千円</sup> 10
				1	分		担		金		10
2	使 用	料及び手	数 料								2,646
				1	使		用		料		2,646
3	繰	入	金								30,840
				1	繰		入		金		30,840
4	繰	越	金								3,010
				1	繰		越		金		3,010
5	諸	収	入								94
				1	貸	付	金	収	入		84
				2	雑				入		10

歳 入 合 計 36,600

歳 出

742	款			項	Į		金	額
1	漁業集落	排 水 費						<sub>千円</sub> 35,600
			1 漁	業集	落 排 水	費		18,380
			2	!	出	金		17,220
2	予備	費						1,000
			1 子		備	費		1,000
	歳	出	合		計			36,600

## 令和3年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和3年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104.640,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

#### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

款			項	Ĩ			金	額
1 介 護 保 険 料								19,146,615
	1	介	護	保	険	料		19,146,615
2 使用料及び手数料								8,758
	1	手		数		料		8,758
3 国 庫 支 出 金								25,186,380
	1	国	庫	負	担	金		16,981,444
	2	国	庫	補	助	金		8,204,936
4 支払基金交付金								26,952,788
	1	支	払 基	金	交 付	金		26,952,788
5 県 支 出 金								15,123,466
	1	県	負		担	金		14,312,011

			2 財政安定化基金支出金	10
			3 県 補 助 金	811,445
6	財 産 収	入		1,205
			1 財産運用収入	1,195
			2 財産売払収入	10
7	寄 附	金		10
			1 寄 附 金	10
8	<b>入</b>	金		17,547,712
			1 一般会計繰入金	16,930,970
			2 基 金 繰 入 金	616,742
9	喿 越	金		393,919
			1 繰 越 金	393,919
10 請	者 収	入		6,260

	款		項	金	額
		1 友	近滞金加算金及び過料		千円 10
		2 *	推		6,250
11 🕏	<b>責</b>				10
		1 具	财政安定化基金貸付金		10
12 介	ト護予防ケアマネジメント 事 業 費 収 入				272,877
		1 3	介護予防サービス計画費収入		272,857
		2 分	介護予防ケアマネジメント 事 業 繰 入 金		10
		3 g	介護予防ケアマネジメント 事 業 繰 越 金		10
	歳    入	合	計		104,640,000

	款	項	金
1	総務費		<sup>千円</sup> <b>2,381,726</b>
		1 総 務 管 理 費	1,403,661
		2 介 護 認 定 費	978,065
2	保 険 給 付 費		96,287,497
		1 介護サービス等諸費	96,287,497
3	地域支援事業費		5,461,695
		1 地域支援事業費	5,461,695
4	財政安定化基金拠出金		10
		1 財政安定化基金拠出金	10
5	基金積立金		1,185
		1 基 金 積 立 金	1,185

		款					項			金	額
6	諸	支	出	金							<sup>千円</sup> 35,010
					1	償 還 🕄	金及び	遗付力	算金		35,010
7	予	ſi	莆	費							200,000
					1	予	1	備	費		200,000
8	介護 <sup>-</sup> 事	予防ケア 第	マネジメ 業	ント 費							272,877
					1	介護予	防サー	ビス計画	等諸費		272,877
	ja	支		出		合		計			104,640,000

# 第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
地域包括支援センターシステム	ム関連機器リース経費	自 令 和至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			<sup>千円</sup> 78,000
公用車リース経費(地域包括	支援センター業務)	自 令 和至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			58,000
公用車リース経費(統括支	で援センター業務)	自 令 和 至 令 和	T 4 年 度 T 8 年 度			6,800
あんしん通報システム運	用事業(高齢者分)	自 令 和至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			308,400

# 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 起 方	責 の 法	利	率	償	還	0)	方	法
財政安定化基金事業	10 証書	借入	無利	子	福岡県介護 第10条第2				条例第8条又

#### 議案第 17 号

# 令和3年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和3年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6.900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款						項				金	額
1	財	産	収	入									<sup>千円</sup> <b>10</b>
					1	財	産	売	払	収	入		10
2	繰	赵	<u>t</u>	金									6,880
					1	繰		起	<u></u>		金		6,880
3	諸	43	ζ	入									10
					1	雑					入		10
	葴	₹		入		合			計				6,900

	款				項		金	額
1	空港関連用地整	備事業費						<sup>千円</sup> <b>6,900</b>
			1	空港	関連用地整備	事業費		6,875
			2	繰	出	金		25
	歳	出		合	計			6,900

#### 議案第 18 号

# 令和3年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

令和3年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 258,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款				項		金	額
1	使 用	料及び	手数料						<sup>千円</sup> 10
				1	手	数	料		10
2	財	産 収	入						10
				1	財	産 売 払	収 入		10
3	繰	入	金						222,685
				1	繰	入	金		222,685
4	繰	越	金						35,285
				1	繰	越	金		35,285
5	諸	収	入						10
				1	雑		入		10
	歳	;	入		合	計			258,000

款		項	金	額
1 土地区画整理事業費				258,000
	1 =	土地区画整理事業費		27,979
	2 糸	盘 出 金		230,021
歳 出	合	計		258,000

## 令和3年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和3年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

歳 入

		款						項				金	額
1	財	産	収	入									<sup>千円</sup> <b>427,300</b>
					1	財	産	運	用	収	入		427,300
	嵩	艾		入		合			計				427,300

款			項	金	額
1 臨海部産業用地	貸付事業費				427,300
		1 臨海部	産業用地貸付事業費		427,300
歳	出	合	計		427,300

## 令和3年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17.078.000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月24日提出

		款				項			金	額
1	後期高	齢者医療	保険料							12,206,837
				1	後期	高齢者	医療倪	呆 険 料		12,206,837
2	使用	料及び手	数 料							100
				1	手	<b>光</b>	汝	料		100
3	繰	入	金							4,429,519
				1	繰	j	ζ.	金		4,429,519
4	繰	越	金							440,959
				1	繰	走	<u>哎</u>	金		440,959
5	諸	収	入							585
				1	延	带 金 )	及び	過料		20
				2	償 還	金及び	還付加	加算金		305

		3 雑		入	260
歳	入	合	計		17,078,000

			Į	Ą		金	額				
1	総	務	費								<sup>手円</sup> 520,669
				1	総	務	管	理	費		405,511
				2	徴		収		費		115,158
2	後期高広域連	Б 齢 者   昼 合 納 何	医 療 付 金								16,485,723
				1	後期	高齢者図	医療広域	<b>战連合</b> 約	付金		16,485,723
3	諸  支	出	金								21,608
				1	償 還	爱金 及	び 還	付 加 🤅	算 金		21,608
4	予	備	費								50,000
				1	予		備		費		50,000
	歳		出		合		Ē	t			17,078,000

# 第2表 債務負担行為

事項	期	間	限	度	額
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 6 年 度			<sup>千円</sup> 148,000
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自 令 和 至 令 和	□ 4 年 度 □ 8 年 度			18,000

#### 議案第 21 号

## 令和3年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和3年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96.400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

		款					項		金	額	
1	発	電	収	入							63,764
					1	発	電	収	入		63,764
2	繰	走	垯	金							32,636
					1	繰	į.	<u>议</u>	金		32,636
	万	支		入	·	合		計			96,400

	款				項	金	額	
1	市民太陽光発電	所事業費						89,400
			1	市民	太陽光発電所	事 業 費		17,664
			2	繰	出	金		71,736
2	予備	費						7,000
			1	予	備	費		7,000
	歳	出		合	計			96,400

#### 議案第 22 号

## 令和3年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和3年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,667,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

	<u> </u>	<b></b>			項	ĺ	金	額		
1	諸	収	入							1,997,100
				1 貸	付 金	元 利	収	入		1,997,100
2	市		債							1,670,800
				1 市			1	責		1,670,800
	歳		入	合		計				3,667,900

歳出

款				項		金	額
1 市立病院機構症 管 理 事	院事業債 業 費						3,667,900
		1 市立病院機構病院事業債管理事業費				1,670,800	
		2	繰	出	金		1,997,100
歳	出		合	計			3,667,900

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 法	利率	償 還 の 方 法
市立病院機構貸付金	千円 1,670,800	証又証(他共の行。) 書 券の世共の行。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

#### 議案第 23 号

# 令和3年度 北九州市上水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 〔水道事業〕

(1)	給水戸数	508,667戸
(2)	総配水量	106,483∓m³
(3)	一日平均配水量	291 734 m³

(4) 主要な建設改良事業

イ 配水管整備改良事業5,636,000千円ロ 浄水場整備事業1,172,248千円ハ 導送水施設整備事業812,600千円

### 〔水道用水供給事業〕

(1)	給水事業者数	5事業者
(2)	総給水量	7,300 <b></b> ← m³
(3)	一日平均給水量	20,000m³

# (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

# 〔水道事業〕

	収入	
第1款 水 道 事 業 収 益		19,883,388千円
第1項 営 業 収 益		17,226,886千円
第2項 営 業 外 収 益		2,656,464千円
第3項 特 別 利 益		38千円
	_支出_	
第1款 水 道 事 業 費		19,377,375千円
第1項 営 業 費 用		17,076,780千円
第2項 営 業 外 費 用		2,286,114千円
第3項 特 別 損 失		14,481千円
〔水道用水供給事業〕		
	_収	
第2款 用水供給事業収益		904,652千円
第1項 営 業 収 益		808,499千円
第2項 営 業 外 収 益		96,143千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	_支出_	
第2款 用水供給事業費		815,539千円
第1項 営 業 費 用		685,539千円
第2項 営 業 外 費 用		129,990千円
第3項 特 別 損 失		10千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,782,286千円(水道事業 8,574,465千円、水道用水供給事業 207,821千円)は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

### 〔水道事業〕

		収	入_	
第1款 水道事業資本的収入				5,160,700千円
第1項 企 業	債			3,343,000千円
第2項 国 県 補 助	金			4,499千円
第3項 出 資	金			101,289千円
第4項 工 事 負 担	金			704,902千円
第5項 固定資産売却代	金			10千円
第6項 基 金 収	入			1,000千円
第7項 基 金 繰 入	金			1,000,000千円
第8項 預 託 金 返 還	金			3,000千円
第9項 その他資本的収	入			3,000千円
		支	出	
第1款 水道事業資本的支出	1			13,735,165千円
第1項 施 設	費			10,322,585千円
第2項 企業債償還	金			3,399,489千円
第3項 投	資			1,000千円
第4項 預 託	金			3,000千円
第5項 国庫補助金返還	金			9,091千円

# 〔水道用水供給事業〕

	収		
第2款 用水供給事業資本的収入			20,020千円
第1項 工 事 負 担 金			20,000千円
第2項 固定資産売却代金			10千円
第3項 その他資本的収入			10千円
	_支	出	
第2款 用水供給事業資本的支出			227,841千円
第1項 施 費			48,233千円
第2項 企 業 債 償 還 金			179,608千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令 禾	11 4 年 度			800,000
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 至 令 和	日 4 年 度 日 10 年 度			132,000
上下水道料金システム再構築業務委託経費	令 禾	口 4 年 度			48,000
净 水 場 整 備 事 業	令 禾	口 4 年 度			908,000
水道設備台帳システム維持管理業務委託経費	自 令 和 至 令 和	口 4 年 度 口 14 年 度			58,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	退債の法	利	率	償	還	の	方	法
送配水施設等整備事業	又 証 3,343,000 (f 公 と 発	E書 発地団共の 一条地団共を 一条地団共を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8.5 以内 (ただし、利率 方式で借り入れ 資金及び地方公 金融機構資金 て、利率の見直 った後において 該見直し後の系	率見直し れる 対 は に さ に し を さ し で し で で し で し で で し で で し で し で し で	の他の方法に ただし、財 償還年限を短	より償 政の都 縮し、 とし、	還する 3合によ また低 借入先	。 にり繰」 試利債に iの融通	に元利均等そ 上償還をなし、 :借換すること i条件があると

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,184千円である。

#### (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

# 令和3年度 北九州市工業用水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

71事業所

(2) 総給水量

42,701 **←** m³

(3) 一日平均給水量

116,990m³

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	_収	
第1款 工業用水道事業収益	2,0	001,237千円
第1項 営 業 収 益	1,7	776,323千円
第2項 営 業 外 収 益	2	224,904千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支出	
第1款 工業用水道事業費	1,0	694,133千円
第1項 営 業 費 用	1,0	627,324千円
第2項 営 業 外 費 用		66,799千円
第3項 特 別 損 失		10千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 918,094千円は損益勘定留 保資金等で補てんするものとする。)。

	収入	
第1款 工業用水道事業資本的収入		285,103千円
第1項 企 業 債		120,000千円
第2項 国 庫 補 助 金		37,857千円
第3項 工 事 負 担 金		127,226千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円
	支出	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,203,197千円
第1項 施 設 費		1,042,697千円
第2項 企業債償還金		160,500千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	事				項		期	間	限	度	額
浄	水	場	整	備	事	業	令 和	4 年 度			25,000
水道設備台帳システム維持管理業務委託経費				自 令 和 至 令 和	4 年 度 14 年 度			27,000			

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 法	利率	償 還 の 方 法
工業用水道事業改築事業	千円 120,000	証又証(他共の行。) 書 券の出団共を の行。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500.000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2.412千円である。

### (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100.000千円と定める。

令和3年2月24日提出

#### 議案第 25 号

# 令和3年度 北九州市交通事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和3年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	乗	合	車
( - /	/ ~	H	

イ 車 両 数 90台

ロ 年間走行キロメートル 3.020.000キロメートル

ハ 年 間 総 輸 送 人 員 4,983,000人

ニ 一日平均輸送人員 13.652人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数 24台

ロ 年間走行キロメートル 480,000キロメートル

ハ 年 間 総 輸 送 人 員 581,000人

二 一日平均輸送人員 1.592人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業 30,000千円

口 旅客自動車整備事業 21,200千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入_	
第1款 自動車運送事業収益			2	,095,504千円
第1項 営 業 収	益		1	,943,350千円
第2項 営 業 外 収	益			152,134千円
第3項 特 別 利	益			20千円
		支	出_	
第1款 自動車運送事業費	<b>;</b>		2	,014,438千円
第1項 営 業 費	用		1	,911,500千円
第2項 営 業 外 費	用			100,928千円
第3項 特 別 損	失			10千円
第4項 予 備	費			2,000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,984千円は損益勘定留 保資金等で補てんするものとする。)。

	_収 入
第1款 自動車運送事業資本的収入	49,978千円
第1項 企 業 債	46,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	10千円
第3項 県 支 出 金	3,948千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 その他資本的収入	10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出

第1項 建 設 改 良 費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

159,962千円

86,708千円

71,254千円

2,000千円

# (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 法	利率	償 還 の 方 法
旅客自動車購入事業	25,000	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、
旅客自動車整備事業	21,000	公共団体との共同発行を含む。)	資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

#### (他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、113,160千円である。

### (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

# 令和3年度 北九州市病院事業会計予算

### (総則)

第1条 令和3年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 155床

(2) 主要な建設改良事業

イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 3,360千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	_収入_	
第1款 病 院 事 業 収 益		308,630千円
第1項 医 業 収 益		58,281千円
第2項 医 業 外 収 益		250,339千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	_支出_	
第1款 病 院 事 業 費	出	456,115千円
第1款 病 院 事 業 費 第1項 医 業 費 用	出	456,115千円 412,487千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 60千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

		収		
第1款 病院事業資本的収入				315,715千円
第1項 企 業	債			3,300千円
第2項 出 資	金			312,415千円
		_支	出_	
第1款 病院事業資本的支出				315,775千円
第1項 建 設 改 良	費			3,360千円
第2項 企業債償還	金			312,415千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 起債の法	利 率	償 還 の 方 法
北九州市立門司病院主要設備改修事業	新 証書借入 記書借入 又 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の 一 一 の 一 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の も の も し の も ら ら ら ら ら ら 。 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 。 。 ら 。 。 ら 。 。 ら 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和3年2月24日提出

#### 議案第 27 号

# 令和3年度 北九州市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和3年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 処 理 水 量 141,256千㎡

(2) 水洗化助成戸数 15戸

(3) 主要な建設改良事業

イ 管 渠 布 設 5,610,000千円 小倉北区昭和町地区、八幡東区西本町地区、戸畑区天籟寺地区等

ロ ポ ン プ 場 整 備 352,500千円 則松ポンプ場等

ハ 処 理 場 整 備 1.427.500千円 皇后崎浄化センター等

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 27,494,729千円

第1項 営 業 収 益 21,308,586千円

第2項 営 業 外 収 益 6.186.113千円

第3項 特 別 利 益 30千円

		_ 支 出
第1款 下 水 道 事	業費	27,033,619千円
第1項 営 業	費用	24,928,935千円
第2項 営 業 外	費用	2,089,664千円
第3項 特 別	損 失	15,020千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,448,947千円は損益勘定 留保資金等で補てんするものとする。)。

	収入
第1款 下水道事業資本的収入	11,841,634千円
第1項 企 業 債	5,340,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	4,103,750千円
第3項 負 担 金	412,050千円
第4項 寄 附 金	7,261千円
第5項 貸 付 金 回 収 金	953千円
第6項 基 金 繰 入 金	1,977,600千円
第7項 その他資本的収入	20千円
	_支   出_
第1款 下水道事業資本的支出	23,290,581千円
第1項 建 設 改 良 費	11,720,800千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,063,213千円
第3項 投 資	2,506,568千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	事			項		期	間	限	度	額
净化 <sup>、</sup>	センター》	及びポンプ	プ場運転	整備等業務委託	<b>託経費</b>	自 令 和 至 令 和	4 年 度 6 年 度			435,000 千円
下	水	道	建	設 事	業	自 令 和 至 令 和	4 年 度 5 年 度			1,800,000
施	設	改	良	事	業	令 和	4 年 度			350,000
負	担		金	工	事	自 令 和 至 令 和	4 年 度 5 年 度			600,000
公	用	車リ	_	ス経	費	自 令 和 至 令 和	4 年 度 10 年 度			4,500
上下	水道料金	金システ	テム再構	築業務委託	. 経費	令 和	4 年 度			48,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 起債の法	利率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事	新 証書借入 又 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

# (他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,322,818千円である。

# 令和3年2月24日提出

#### 議案第 28 号

# 令和3年度 北九州市公営競技事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和3年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数 7.	5日
---------------	----

(2) 年間車券発売金 35,000,000千円

(3) 1日平均車券発売金 466,667千円

(4) 年間場間場外発売金 4,760,880千円

(5) 主要な建設改良事業

イ 小倉競輪場施設整備事業 1.544.268千円

#### 〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数 172日

(2) 年間舟券発売金 140,000,000千円

(3) 1日平均舟券発売金 813.953千円

(4) 年間場間場外発売金 14,077,277千円

(5) 主要な建設改良事業

イ 若松モーターボート競走場施設整備事業 296.988千円

# (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

# 〔競輪事業〕

	_収 入_	
第1款 競 輪 事 業 収 益		36,436,730千円
第1項 営 業 収 益		36,108,762千円
第2項 営 業 外 収 益		327,958千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	_支 出_	
第1款 競 輪 事 業 費		35,461,867千円
第1項 営 業 費 用		35,432,176千円
第2項 営 業 外 費 用		29,671千円
第3項 特 別 損 失		20千円
〔モーターボート競走事業〕		
	収入	
第2款 モーターボート競走事業収益		143,358,952千円
第1項 営 業 収 益		143,296,037千円
第2項 営 業 外 収 益		62,905千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	_支 出_	
第2款 モーターボート競走事業費		133,518,062千円
第1項 営 業 費 用		133,429,367千円
第2項 営 業 外 費 用		88,675千円
第3項 特 別 損 失		20千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,635,211千円(競輪事業 1,699,193千円、モーターボート競走事業 5,936,018千円)は利益剰余金処分額 5,000,000千円及び損益勘定留保資金等 2,635,211千円で補 てんするものとする。)。

### 〔競輪事業〕

	収	<u>7</u>
第1款 競輪事業資本的収入		1,300,010千円
第1項 出 資 金		1,300,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
	支	<u> </u>
第1款 競輪事業資本的支出		2,999,203千円
第1項 建 設 改 良 費		1,557,383千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,265,000千円
第3項 投 資		176,820千円
〔モーターボート競走事業〕		
	収	入_
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,300,010千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 基 金 繰 入 金		1,300,000千円

支 出

第2款 モーターボート競走事業資本的支出

7,236,028千円

第1項 建 設 改 良 費

454.673千円

第2項 企業債償還金

351,400千円

第3項 投 資

1.429.955千円

第4項 繰 出 金

5,000,000千円

#### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
ボートレース若松電気・	機械等設備管理経費	自 令和至 令和	4 年 度   8 年 度			600,000千円
ボートレース若松基	基本設計委託事業	令 和	14年度			100,000

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

#### (利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 5,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金

5,000,000千円

# (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月24日提出